

いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和5年度の実績に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	4月および10月の教職員連絡会議において、いじめの定義について学生支援センター長が説明し、共通の認識を図った。	引き続き教職員を対象に定期的に意識啓発を実施する。なお、教職員研修などを活用し、いじめの定義や理解度の定着を促す取組みを検討する。	令和7年2月
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	定期的にいじめ対策委員会を開催し、疑いのある事例や各事例に対する対応方針を協議した。（5月、6月、7月、8月、10月、1月（2回）に実施）	引き続き2か月に1度を目安に定期的に開催する。	—
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	FD・SD研修会として1月に実施した。	引き続き全教職員を対象に受講率の向上も意識して定期的に研修を開催する。	—
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	いじめ対策委員会が行う職務内容を定め、4月および10月の教職員連絡において学生支援センターから教職員に周知した。	引き続きFD・SD講演会、教職員連絡会等教職員が集まる機会を活用し定期的に周知する。	—
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	前年度3月のいじめ対策委員会においてプログラムの見直しを行った上で、4月の教職員連絡会で学生支援センター長から説明し周知した。	引き続きFD・SD講演会、教職員連絡会等教職員が集まる機会を活用し定期的に周知する。	—
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	教職員連絡会、厚生補導委員会、学寮委員会および学生相談室ミーティングなどを通じて教職員に周知した。	引き続きFD・SD講演会、教職員連絡会等教職員が集まる機会を活用し定期的に周知する。	—
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	「事実関係を把握するための調査」の実施に当たり「いじめ対策委員会」の役割を定め、4月および10月の教職員連絡において学生支援センター長から周知した。	引き続きFD・SD講演会、教職員連絡会等教職員が集まる機会を活用し定期的に周知する。	—
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	学科会議、厚生補導委員会、学寮委員会および学生相談室ミーティングで連携を密にして共有できるようにしている。	早期発見・事案対処マニュアルに基づき、事案の早期発見に取り組むとともに、引き続き日常的な情報共有を行う。	—
9	令和4年度の実績に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか	令和4年度末にいじめ基本計画の各実施項目について見直しを行い、令和5年度はそれに従って実施し、大きな修正箇所はみられなかったが、細部までの検証については課題として残っている。	機構のポリシー改正時や年度末に点検を実施し、必要に応じて改正することとしている。	令和7年3月
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	4回（4、6、10、1月）実施し、アンケート結果は、学科内および関係教職員間で共有をおこなった。	引き続き早期発見・事案対処マニュアルに基づき、定期的なアンケートを実施することで事案の早期発見に取り組む。	—
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	カウンセラーから得た情報は、その都度、もしくは学生相談室ミーティング（兼いじめ予防企画部会）を通じて共有し、必要なものは各学科にも共有している。	引き続きスクールカウンセラーなどの専門家の意見を聞き、学内委員会などで共有できる体制を維持する。	—
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	1年生のみ対象に、4月にSNS講演会スマホ・ケータイ人権教室をオンライン形式で、10月に自殺予防講演会を外部講師を招き対面形式で実施した。特定の学年での実施だったため、次回以降は全学年を対象として実施したい。	講演会の動画を作成するなどし、全学年の学生が視聴できるようにするなどでの対応を進める。	令和7年2月
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組みを実施している。	学生に対してアンケートを実施する際に、どのような行為がいじめに発展する可能性があるのか、注意を促した。	引き続き学生アンケートを活用し定期的に実施する。	—
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組みを推進している。	5月および1月の学生総会を通じて、学生会長から全学生に対して、学校および学生会のいじめ防止に対する取組みについて説明した。	引き続き定期的に実施する。	—
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	いじめ防止基本方針をHPに掲載するとともに、長期休業中に保護者へメールリストによりいじめ防止に対するメッセージを送付し、学校での取組みについての周知を行った。	引き続き定期的に実施する。	—
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	被害・加害の双方の保護者に対して、いじめ対策委員会による解決に向けた対応方針を保護者に伝えている。	事案が発生した場合、保護者との情報共有を実施していく。	—
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	いじめ防止基本計画をHPで公開し周知しており、諮問委員会で情報共有する体制を築いている。	引き続きHPでの公表や諮問委員会を通じて実施する。	—
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	5月に校長、学生主事、事務部長が所轄署を訪問するなど、警察との連携体制は築かれている。	引き続き事案発生時に速やかな連携がとれるよう、定期的に連絡体制と連絡部署の確認を行う。	—